

子どもの権利プラクティス報告

～少年院送致が見込まれる事件と環境調整～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 浅井 健人 (64期)

平成28年度より、子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、毎月1回程度、子どもに関する事件の活動(学校・福祉・少年事件等)をテーマとした報告・検討会「子どもの権利プラクティス」を開催しています。子どもに関する事件では、学校・福祉・少年事件等に関する知識・経験が複合的に必要となることも多いことから、昨年度まで「付添人プラクティス」として少年事件について行っていたケース研究会を、子どもの事件全体を対象を広げてリニューアルしました。

子どもの権利プラクティスでは、話題提供者が子どもに関する事件の活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行っています。また、出席者が手持ち事件について相談することもできます。

今回は6月に実施した「子どもの権利プラクティス」の概要を報告します。

今年度のテーマは次のとおりです。

5月：いじめと学校・加害者との交渉

6月：本件

7月：保護司

9月：司法面接

10月：学校事故

11月：未成年後見

12月以降：未定

子どもに関する事件に興味をお持ちの方は是非ご参加ください(東弁会員であればどなたでもご参加いただけます。子どもの事件未経験の方や修習生も歓迎しています)。

*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

少年事件において環境調整は不可欠な活動である。ここでいう環境調整とは、少年の更生、立ち直りのために、必要な環境を整える活動であり、具体的には、家庭環境、学校や職場の環境、交友関係などの調整である。もっとも、調整すべき環境は少年ごとに異なってくるため、ケースごとに最適な調整を探求する必要がある。

今回扱ったケース(本件)は、少年が成人に近い年齢であったことから、付添人は少年の自立を中心に環境調整活動を行ったが、調査官はむしろ両親の問題性を重視していたという事例である。プラクティス報告当日は、付添人の環境調整活動を中心に報告・議論がなされた。また、付添人と調査官の見立てが異なった場合の審判直前から少年院送致までの付添人活動についても報告・議論がなされた。

事案

成人男性と交際・同棲していた少年(成人に近い年齢の女子)が、成人男性が薬物を密輸する行為に、共犯として加担したという事件である。

① 家庭環境・生育歴

少年は、高校でいじめを受けて不登校となり、別の高校に転入したが、転校先では遊び中心の生活をするようになった。高校卒業後、専門学校に進学したものの、数ヶ月で退学してしまい、その後、不良交友と夜遊びを重ね、家に帰らない日々が続いていた。少年は家族との関係もうまくいっていなかった。

そうした中で、少年は、成人男性と出会い、交際するようになった。家庭に居場所がなかった少年は、

成人男性に入れ込み、交際中に成人男性が薬物犯罪に手を染めていることを知ったものの、関係を解消することなく、むしろ手伝うようになっていった。

② 環境調整

少年は、逮捕当初、犯罪事実を否認し、成人男性との関係も継続する意向を持っており、反省は表面的なものにとどまっていた。交際相手との関係の解消を勧めると、少年の反発が予想されるので、付添人は、接見・面会の際は慎重に対応していた。結局、成人男性が長期に収容される見込みであることが明らかになった結果、少年は自然と成人男性から離れていくようになったようであった。

また、付添人としては、少年が成人に近い年齢であり、学習意欲に乏しい一方、就労意欲は持っていたので、自立に向けた調整を中心に行った。もっとも、少年は就労についての具体的なイメージを持っておらず、審判までに社会復帰後の具体的なイメージを描くことが出来なかった。

参加者からは、本件の少年には社会性がないので、早急な自立はそもそも困難だったのではないかという意見が出された。また、少年の希望する職種では、新たな失敗体験になるのではないかという危惧も出された。その他、失敗体験をしたうえで、他の選択を考えるとすることも必要ではないかという意見も出され、活発な議論がなされた。

③ 社会記録*1 確認後の付添人活動

付添人が審判直前に調査官の調査票を閲覧すると、調査官は少年と両親との関係に強い危惧を持っ

ており、少年院相当の意見であることが判明した。そこで、付添人は、直ちに両親及び少年と面会し、調査官が考える問題点の中身、その問題点を解消するための対処法につき、アドバイスをした。

審判では、少年も両親も付添人のアドバイスを踏まえ、審判までに考えたことを一生懸命に話し、途中、休廷を挟み、長時間の評議も行われたが、結果として少年は少年院送致となってしまった。

審判直後、少年は、審判までの間、非常に努力して変わったにもかかわらず、少年院送致となってしまったことについては大きなショックを受けていた。しかし、付添人から、本件では抗告により結論が変わる可能性は低いこと、少年院の生活や行くのであれば前向きにとらえて欲しいといった話をするなかで、少年は審判の結果を受け入れるようになっていった。

④ 審判後

数ヶ月後、付添人が少年院に赴き、少年と面会したところ、少年は自分の課題をより明確に認識するようになり、自分の課題に懸命に向き合っている様子が見られた。結果として、少年は、少年院送致によって成長したともいえるのかもしれない。

発表者の一人からは、初の施設収容ケースだったので、少年にどうやって前向きにとらえてもらうかが悩ましかったという感想が述べられた。参加者の一人からは、少年院の実態を説明するなど、手を尽くす必要はあるけれども、少年の気持ちを付添人がすべてコントロールできるわけではないので、付添人ができることの限界はあるのではないかという意見が出された。

*1：社会記録には、少年の資質鑑別をした鑑別結果通知書及び家庭裁判所調査官の調査票等が綴られている。